

駿府城天守閣建設可能性検討委員会報告書

平成22年3月

静岡市駿府城天守閣建設可能性検討委員会

はじめに

駿府公園は、昭和20年代に都市公園として開設され、都心の貴重なオープンスペースであり憩いの緑地空間として、また、各種イベント開催など総合的な市民公園として親しまれ利用されてきた。昭和50年代には、県立美術博物館の建設が予定された土地において、今川氏の遺構や駿府城天守台跡が発見され、天守閣再建の機運が高まったものの、建設には至らなかった。

平成元年に、市制100周年事業として巽櫓が復元され、駿府城跡としての歴史的価値を多くの市民に感じさせることとなった。以後、平成3年には駿府公園再整備計画を策定し、「歴史遺産の保存・再整備」、「都心の公園機能の強化」、「防災機能の確保」を基本方針とし史実資料や発掘調査に基づき東御門の復元、内堀の発掘、紅葉山庭園やヘリポート等の整備が進められてきた。

平成19年に大御所徳川家康公の駿府城入城400年を迎え、「大御所四百年祭」が開催され、市長マニフェストにて「再建可能な天守閣のアイデアを全国から募集」が掲げられた。これを受け、駿府城天守閣の建設の可能性を検討することを目的に、学識経験者、関係団体代表者及び市民公募委員による本検討委員会が設置され、本市が今まで調査・収集した資料等を基に、駿府城天守閣の建設可能性について、平成19年度末から平成21年度の3か年にわたり検討を行った。

本報告書は、その間8回開催された委員会での議論内容を取りまとめるとともに、駿府城天守閣の復元について一定の方向性を見たので提言として取りまとめるものである。

この間、毎回熱心な議論を重ねていただいた、委員各位に感謝申し上げる次第である。

平成22年3月

静岡市駿府城天守閣建設可能性検討委員会

会 長 志 田 直 正

委 員 名 簿

| | | |
|-----|-------|---------------------------------|
| 会長 | 志田直正 | (静岡英和学院大学副学長) |
| 副会長 | 小和田哲男 | (静岡大学名誉教授) |
| 委員 | 徳川恒孝 | (徳川記念財団理事長) |
| | 湯之上隆 | (静岡大学教授) |
| | 平井 聖 | (昭和女子大学特任教授) |
| | 東 恵子 | (東海大学教授) |
| | 川口良子 | (株川口都市設計事務所専務取締役) |
| | 石川たか子 | (シズオカ文化クラブ代表幹事) |
| | 山川俊博 | (財静岡観光コンベンション協会専務理事)(平成21年3月まで) |
| | 栃本英雄 | (財静岡観光コンベンション協会専務理事)(平成21年4月から) |
| | 田辺すみゑ | (静岡商工会議所女性会副会長) |
| | 山本 勉 | (清水商工会議所常務理事・事務局長) |
| | 大長文昭 | (駿府ウェイブ会長) |
| | 田嶋清子 | (市民公募委員) |
| | 石川春乃 | (市民公募委員) |
| | 東 啓次郎 | (市民公募委員) |

目 次

はじめに

委員名簿

検討結果1

検討項目の意見要旨及び見解3

おわりに9

付属資料

1 委員会開催経過10

検討結果

本検討委員会は、平成 20 年 3 月に静岡市から駿府城天守閣の建設可能性について、調査検討するよう依頼を受け、平成 22 年 3 月まで 8 回にわたり検討を行ってきた。

各委員は、市民意識調査結果を参考にしつつ、これまで得られた各種調査結果や資料に基づき、各委員の専門性や大局的な見地から、それぞれの所見を述べ、建設を巡る様々な課題について検討を行ったものである。

検討結果は以下のとおりである。

検討に際して、まず始めに、すでに策定されている駿府公園再整備計画の意図する意義・目的に対し各委員に意見を求めたが、その基本方針である、「歴史遺産の保存・再整備」、「都心の公園機能の強化」、「防災機能の確保」の 3 つの方針は、妥当なものであると確認された。

次に、天守閣復元に関して各委員から意見、助言を受けた結果、

- ・復元に際しては、全体の高さ、各階の高さが記された指図、それに類する図面や記録などの正文が必要である。現段階では、駿府城に関してそれに値する史料は見つかっていない。
- ・現在収集されている資料は、駿府城天守閣の外観についても描かれている姿が資料によって全て異なることから、どれが真正であるかについて、今後、さらなる学術的評価・分析が必要である。
- ・城郭の整備を行う際には、城の終焉（幕末）の状態に合わせるのが一般的である。
- ・天守閣の基礎構造となる天守台の復元については、史実に基づく資料がある。

との意見に要約され、これまでに収集されている資料類は史実への忠実性が低く、復元を行う場合には史実に忠実であることが重要であるという観点から、「現時点においては天守閣復元を行うべきではない」との見解で一致をみた。これにより天守閣建設についての全国からのアイデア募集についても、無用な混乱を起こす可能性があり「現時点で実施すべきではない」との考えで一致した。

しかしながら、将来史実への忠実性が確認できる新しい資料類の発見がなされる場合も想定されるべきであり、かつ、市民の希望する史実に忠実

な天守閣の復元の夢を絶やさない為にも、天守閣建設に必要な資料募集は今後も、着実かつ継続的に行うことを望むものである。

さらに、天守台の復元については、史実に基づいた資料があることから復元を望む委員が多く、復元に向けた技術的課題や財政的課題等、具体的な検討を進めることを委員会として提言する。

また、「駿府城跡の史跡指定を行うべき」との意見もあったことから、静岡市においてはこれらの意見について十分尊重しながら、今後、天守台の復元と併せ検討を進められるよう望む。

なお、駿府公園の名称は、広く市民に親しまれ馴染んだ名称であるが、市民に、より文化遺産・駿府城跡としての意識を深めていただくとともに、大御所徳川家康公が造営した駿府城という価値を全国に発信するためにも「駿府城公園」に名称変更することを望む。

最後に、駿府城に関する持続的な周知広報活動やイベント開催等とともに、子どもたちをはじめ市民への駿府城等郷土の歴史遺産に関する教育や体験学習を進め、将来に向け、静岡をよく理解し愛着を持ってもらう施策も推進されることを希望するものである。

詳細は、以下の「検討項目の意見要旨及び見解」に示すとおりである。

検討項目の意見要旨及び見解

①駿府公園整備の意義、目的について

<意見要旨>

- ・歴史遺産の保存・都心の公園・防災公園という3つの機能を持たせる整備計画の方向で間違いないと思う。
- ・風格ある歴史公園として整備するのが望ましい。観光面だけを目的とすると大きな問題が生じることから、地域に支えられたものが望ましい。
- ・駿府公園の果たす役割の根本のところ、今の状態に対する飢餓感を感じる。
- ・何を宝にして何を残すことがいいのかについて歴史を理解しながら検討する必要がある。
- ・風格ある歴史公園として整備するのが望ましいと思う。
- ・防災機能面でも、東海地震を考えると都心に防災機能を持っていると心強い。

<見解>

駿府公園整備の意義、目的については、平成2年度に基本計画の策定時に議論し方向付けられたものであるが、今回改めて現時点での再検証を行ったところ、各委員の考え方、認識に大きな差異はなく、現在の駿府公園再整備計画の3つの基本方針「歴史遺産の保存・再整備」、「都心の公園機能の強化」、「防災機能の確保」は妥当であると判断された。

②駿府城跡及び復元建造物の文化財的価値について

<意見要旨>

- ・文化財的価値については、駿府城跡はあるが、復元建造物（天守閣）には文化財的価値はない。
- ・駿府公園は弥生時代、古代の駿河、今川・江戸時代の駿府城の複合遺跡である。
- ・日本国民共有の財産として位置づけることが望ましい
- ・文化財的価値のレベルとしては、徳川家康公の城であることから国レベルの史跡であり、国の史跡指定は、申請すれば受け付けることは間違いないと思う。
- ・国の史跡指定を受ける時期について将来の全体計画もなしに申請するのはいい策ではなく、先を見据えて「タイミングを考慮する必要がある意見」と、国民共有の文化遺産ならば「初めに受けるべき」との二通りの意見。
- ・文化財的価値とは、それが建てられた時の意味を持っているため、復元建造物にはその時点においては、文化財的価値がないということになる。しかし、復元建造物についても50年経てば登録文化財になるから、文化財的価値を持つのは今すぐではなく、少し後になると思う。
- ・復元した建物は文化財を理解するための補助的な手段としての価値を有している。
- ・駿府城に関して学べる施設がなく、教育的効果という面では、静岡市、県共に非常に大きな損失を重ねて続けており、自己認識を持つ必要がある。
- ・国の史跡指定の範囲については、「二の丸」か「三の丸」かの二通りの意見。
- ・史跡指定の範囲を検討委員会で議論しても仕方がない。

- ・ 史跡指定を受けると、駿府城跡の整備が最優先課題となる。
- ・ 駿府城跡をどのように位置づけるべきかの議論をしっかりとやるべきである。

<見解>

駿府城跡は、国の史跡指定を受けるべきレベルの文化財的価値があり、この事実を市民・県民、さらに全国民に、広く理解していただくためにも、将来的には、史跡指定を目標にすべきである。

なお、その時期、範囲については現在の再整備計画に必要な変更・修正等を含め、文化庁との調整を行いながら将来を見据えて行うことが望ましい。

また、復元建造物については、史実に基づく、基づかないにはかかわらず、それが建てられた時の意味を持っていないため、文化財的価値はなく、文化財を理解するための補助的な手段としての価値を持つと解釈されるものである。

③復元建造物の史実への忠実性について

（「史実に基づく資料とは」の解釈（レベル及び範囲）について）

<意見要旨>

- ・ 学問的にしっかりと史料批判（分析）をする必要がある。
- ・ 史実に忠実な判断は、何を持って正確とするのか。
- ・ 現在、静岡市が把握している天守閣の史料では、史実に基づく天守閣復元の史料としては不十分だと思う。
- ・ 史実に基づいた天守閣の資料は今のところ見つからないと言える。
- ・ 現時点での史料では天守そのもの復元は難しいと思う。
- ・ 「史実」とはと考えると正文がもっとも重要な史料であり、建築では指図、図面が補うものである。
- ・ 建築的・絵画的に見ても、描かれているそれぞれの絵が違うから、どの点が共通してどの点が違うかきちんと分析しないと外観すら出来ない。従って、建築的にも常識的にも無理だといえる。
- ・ 復元設計には、基本的には、最低限高さ及各階の大きさが必要。全体の高さ及び各階の高さがほしい。駿府城に関しては各階の大きさしか分からなく、必要な情報が不足している。
- ・ 史料の発掘は、委員会の結論如何にかかわらず、今後も継続してほしい。

<見解>

「史実」に基づく資料の確実性という視点からは、文言・文章史料においては、正文がもっとも重要度・確実性が高い資料であり、建築分野においては指図、図面等が匹敵するものである。一般的に復元に際しては、少なくとも全体の高さ、各階の高さに関する情報が必要となるが、現段階では、駿府城に関してそれに値する資料は見つかっておらず、復元に最低限必要な資料が揃っていない状況である。

また、外観についても描かれている姿が資料によって全て異なることから、今後とも引き続き、十分な学術的評価・分析が必要とされる状況である。

④復元建築物の時代の同一性について

<意見要旨>

- ・城を復元する場合、いつの時代について復元するかは重要な点であり、時代設定をして復元した方が良いのではないかとと言える。
- ・駿府城の場合は、宝暦年間（1750 年代）の史料を基に東御門、巽櫓を復元しており、天守閣は寛永 12 年（1635 年）に 2 度目の火災に遭い、それ以降存在していない為、時代を揃えることは出来ない。その点についてどう考えるのかだと思ふ。
- ・建物の建設された時代に合わせるのではなく、自然とそういう状態であった状態に保つこと。
- ・一般的に城の終焉（幕末）に合わせるのが一般的。

<見解>

城郭の整備復元を行う際には、城の終焉（幕末）の状態に合わせて実施することが基本であり一般的である。

⑤ 文化財的価値以外の価値について

<意見要旨>

- ・歴史文化遺産である駿府城跡、駿府公園の価値を高めるかは、国の史跡指定を受けて静岡市の主体性の元に整備計画を進めていくことが、駿府城跡の一番価値を高める方法と言える。
- ・但し書きが多い場合、その雰囲気損ねる感じがある。
- ・多くの復元天守閣への市民の思い求めるシンボルと、駿府城へ求めるシンボルはその歴史から異なると思われる。
- ・シンボルとして求めていたものが具現化をされた時に、個人が思い描いていたものと異なると、気持ちが退いてしまうことがある。
- ・どの程度見えるのかも重要、駿府城の場合周囲に高い建物があり、あまり見えなくシンボルとして捉えにくい。
- ・城郭の整備だけでなく、周辺の整備を行うことも雰囲気を高める効果がある。
- ・国民共有の文化遺産ならば、国の史跡指定を初めに受けるべき。
- ・将来を見据えてタイミングを考える必要があり、将来の全体計画もなしに史跡申請するのはいい策ではない。
- ・国の史跡指定の範囲については、「二の丸」か「三の丸」かの二通りの意見。
- ・史跡指定の範囲を検討委員会で議論しても仕方がない。
- ・史跡指定を受けると、駿府城跡の整備が最優先課題となる。

<見解>

全国の多くの復元天守閣において、それぞれの都市の市民が、思い求めるシンボルは、都市それぞれの歴史的経緯や置かれている経済社会状況により、異なるものと考えられる。

静岡市及び市民としては、本来、国の史跡指定を受けてしかるべき“駿府城跡の文化財的価値の高さ”に第一に着目すべきであり、その他の価値は、この文化財的価値に付随するものと考えられる。

したがって、文化財的価値を差し置いて、その他の、例えば経済的価値を優先させるべきではない。

史跡指定を受けた場合、駿府城跡ということをも最優先の整備課題としなければならない。そのため、将来の全体計画と史跡指定申請を関連させて検討することが重要である。

⑥天守閣復元による各種波及効果等について

<意見要旨>

- ・観光客誘致を図るため「歴史を学べる施設として建設しても良いのでは」という意見の反面、建設当初は、集客効果もあるが、年々減少する傾向もあり、天守閣の観光集客効果は一時的なものであり、公園をお城らしく整備することが重要である。
- ・観光面では、静岡空港、新東名、中部横断道など交通網整備が進められている現在、観光客を取り込む要素として必要である。
- ・史実に基づいて復元された場合には、建造物を説明する際、言葉に重み（誇り）を感じられる。
- ・但し書きが多い場合、雰囲気損ねる感じがある
- ・文化施設を整備した場合において、地域住民やそこを訪れた人が、その地域の個性と価値を発見することにより、歴史文化遺産と産業を生かした豊かなまちづくりと、地域活性化のために新たな文化を創造する力が生み出されることが 文化的波及効果である。
- ・現在の駿府公園は、ハードに頼らずソフト的な利用として、現在の駿府公園の空間を上手に利用している。

<見解>

公園としての全国的な価値や格を高めるには、国の史跡指定は重要な要素である。天守閣が史跡としての価値を示すシンボルとして考えられているきらいもあるが、周囲の環境や景観によってはその効果は限定的な場合がある。天守閣を急いで建てるのではなく、駿府城跡とその周辺を息長く整備し、かつての城郭としての文化財的雰囲気を高めるとともに、史跡としての価値を市民が共有し、この歴史文化遺産としてのソフトパワーをまちづくりに活かすことが重要である。

⑦天守閣復元に際しての制約条件について

（天守閣等復元建築物の在り方について）

<意見要旨>

- ・建築基準法上の制約について、詳細検討が必要。
- ・防災ヘリポートにおける、ヘリコプター進入方向、発進方向の一定の制約を受ける。
- ・法律等の関係で構造を変えている部分については、説明を行う必要がある。
- ・求める機能によって法律での制約が決まってくる。
- ・安全上必要な設備は仕方がないが、空調やバリアフリー対策は必要最小限とされたい。

<見解>

建築基準法上の技術的制約については、具体の復元計画に基づいた個別詳細検討が必要となる。

また、天守閣を復元することで生じる公園の防災機能への制約については、防災ヘリポートのヘリコプター進入方向、発進方向に一定の制約（50～60度程度）を受けるが、ヘリポートの機能に著しい制約とはならない。

なお、天守閣に限らず復元建築物の設計においては、安全上必要な設備はやむを得ないが、空調やバリアフリー対策は必要最小限とすることが望ましいと考える。

⑧駿府公園再整備の復元範囲及び手順等について

<意見要旨>

- ・天守台を復元した上で、天守閣をどうするか決めればよい。
- ・天守台の写真、測量図も現存しており復元は可能であり、将来を見据えて土塁ではなく石垣での天守台を望む。
- ・石垣の上に天守閣のような大きな建物を建てることは耐震への配慮が必要となり技術的に難しい。
- ・天守台を含めて天守閣と考えられ、珍しい天守丸構造で大きなものであったと思われる天守閣の大きさを想像することが出来る。
- ・石垣を整備した後天守閣を建てることは非常に困難になることを事前に認識することが重要。
- ・天守台に関する資料を詳しく分析する必要がある。
- ・資金については市民からの募金運動等、様々な制度の利用検討が必要。
- ・天守台だけを考えるのではなく、公園の全体計画における天守台の役割と整備順位を整理する必要がある。
- ・天守台を展望台として利用は望めるが、内部空間を建築物として利用する場合、史実に忠実とは言えない。

<見解>

天守台の石垣の復元に必要な史実への忠実性が担保された史料や写真などの資料ものこされていること、また、史跡としての整備の視点から、その復元が望まれる。

このため、天守台の資料を詳しく分析するとともに、その技術的財政的課題の検討も含め、公園の全体計画における天守台の役割と整備順位を再整理するべきである。

また、天守台は展望台としての利用は可能であるが、その内部空間に建築物を建てるなどの利用はすべきではない。

なお、その整備に際しては、利用形態、資金計画等、様々な検討を行う必要があるが、委員会のまとめとして「天守台の復元」を具体的に検討するよう提言するものである。

⑨検討委員会議論内容の市民への周知と意見集約方法について

<意見要旨>

- ・市民周知という観点でシンポジウムをもう一度行う必要がある。
- ・検討委員会の内容、見解を広く市民の方達に紹介し、もう一度考えてもらう機会が必要。
- ・市民が駿府公園の歴史にもっと関心を深めるためにも「駿府城公園」への名称変更を望む。
- ・広報活動は継続的かつ、すそ野を広げてやっていくことが非常に重要である。
- ・キャラクターは作るなら、よりよいもの、より个性的に、特に駿府城に由来あるキャラクターを考案し、商品にセットしながらPRすべき。
- ・検討委員会の内容を踏まえ、子どもたちへ歴史文化の学習教育をすべき。
- ・現在の史料でどこまでがわかるのかを、子どもたちや観光客への還付も含めてやらないと次の段階へ進まないと思う。
- ・天守台を造ることにに関して、広く市民に理解を得られ、継続的に関心を持ってもらえるためにも、ちょっと手がけてからわざと時間を掛けて造ることで、観光施設として、市民の関心が高まると思う。

<見解>

駿府公園の名称は、広く市民に親しまれ馴染んだ名称であるが、市民に、より文化遺産・駿府城跡としての意識を深めていただくとともに、大御所徳川家康公が造営した駿府城という史実を全国に発信するためにも「駿府城公園」に名称変更することを望む。

駿府城に関する持続的な周知広報活動やイベント開催等とともに、子どもたちをはじめ市民への駿府城等郷土の歴史遺産に関する教育や体験学習を進め、将来に向けた静岡をよく理解し愛着を持ってもらう施策も推進されることを希望する。

⑩全国からのアイデア募集【「未発見資料の情報」及び「史実を踏まえた（事業手法・施設利用方法・財源負担軽減策などの提案）」】について

<意見要旨>

- ・未発見資料の募集は、今後も受け取る窓口を常に設け、史料についての関心を市民に持ち続けてもらうよう努力する必要がある。
- ・アイデア募集は、安易な考えでやると無用の混乱やトラブルを起こす可能性がある。
- ・検討委員会での議論とかけ離れた突飛なアイデアが出される恐れがある。

<見解>

以上の結果から、史実に忠実な資料がないという状況の現時点での天守閣復元は、時期尚早であることが明らかとなったため、アイデア募集は無用の混乱を起こす可能性があり現時点では実施すべきではない、と判断する。

なお、今後とも未発見資料の収集に努力すべきであり、未発見資料の募集は、今後も受け取る窓口を常に設け、資料についての関心を市民に持ち続けてもらうよう努力する必要がある。

お わ り に

以上、委員会での議論内容の概要をとりまとめたが、天守閣の復元については、その考え方を整理し、史実への忠実性という基本を原則とすることが改めて、再確認されたことを申し述べる。

また、委員の総意として、駿府城跡としての文化財的価値を市民に広く再認識していただくとともにその価値を中心にまちづくりにも活用し、全国に駿府城を発信するという視点から、天守台復元の検討と公園名称の「駿府城公園」への変更について再度付記し、報告の終わりとする。

付属資料

1 委員会開催経過

第1回 平成20年3月26日開催

各委員から自由な意見をいただく

第2回 平成20年6月20日開催

- ① 駿府公園整備の意義、目的について
- ② 駿府城跡及び復元建造物の文化財的価値等について
- ③ 「史実に基づく資料とは」の解釈(レベル及び範囲)について

第3回 平成20年9月5日開催

- ① 駿府公園整備の意義、目的について
- ② 駿府城跡及び復元建造物の文化財的価値等について
- ③ 「史実に基づく資料とは」の解釈(レベル及び範囲)について

第4回 平成20年12月17日開催

- ① 「史実に基づく復元に必要な資料とは」の解釈について
- ② 駿府城跡及び復元建造物の文化財的価値等について
- ③ 天守閣復元による各種波及効果等について
- ④ 天守閣復元に際しての制約条件について

第5回 平成21年3月26日開催

- ① 復元建築物の時代の同一性について
- ② 文化財的価値以外の価値について
- ③ 天守閣復元による各種波及効果等について
- ④ 駿府公園再整備の復元範囲、整備手順及び手法等について
- ⑤ 検討委員会議論内容の市民への周知と意見集約方法について
- ⑥ 復元天守閣への全国からのアイデア(意見)募集について

第6回 平成21年7月22日開催

- ① 駿府公園再整備の復元範囲及び手順等について
- ② 天守閣復元に際しての制約条件について

第7回 平成22年1月6日開催

- ① 検討委員会議論内容の市民への周知と意見集約方法について
- ② 第2回シンポジウムについて

第8回 平成22年3月26日開催

- ① 報告書について

| 番号 | 検討事項 | | 検討 委員会 |
|----|---|--|-----------|
| | 項目 | 視点 | |
| 1 | その他 (駿府公園整備の意義、目的について) | ・これまでの意義目的、存在感（地域・地方レベル） | 2回目 |
| | | ・これからの意義目的、存在感（シンボル、アイデンティティ） | 3回目 |
| | | ・風格のある歴史公園としての整備 | 3回目 |
| | | ・歴史景観に配慮した都市公園としての整備 | 3回目 |
| | | ・防災機能を確保した整備 | 3回目 |
| 2 | 駿府城跡及び復元建造物の文化財的価値等について | ・価値判断の基準、尺度 | 2、3回目 |
| | | ・史跡、重要文化財について(国レベル・地方レベル) | 2、3回目 |
| | | ・復元建造物(天守閣)に文化財的価値のない判断基準、尺度は | 2、3回目 |
| | | ・文化財的価値以外の価値は (史跡全体の雰囲気を高める価値・公園全体を高める価値・市民の憩いの場としての価値・静岡市のシンボルとしての価値等) | 3回目 |
| | | ・国の史跡指定の方向性について | 2、3、5回目 |
| | | ・その他 | 1回目 |
| 3 | 復元建造物の史実への忠実性について (「史実に基づく資料とは」の解釈(レベル及び範囲)について) | ・資料のレベル、史実忠実度とその評価 | 2、3回目 |
| | | ・レベル2の資料(屏風・絵巻)分析作業の必要性は | 2、3回目 |
| | | ・天守閣の復元は、何故、レベル2の資料(屏風・絵巻)では無理なのか。＜学術的(建築的)視点からの分析評価＞ | 2、3回目 |
| | | ・その他 | 3回目 |
| 4 | その他(復元建築物の時代の同一性について) | 復元建築物の時代の同一性について | 4、5回目 |
| 5 | その他 (文化財的価値以外の価値について) | ・史跡全体の雰囲気を高める価値、公園の格を高める価値、市民の憩いの場としての価値、静岡市のシンボルとしての価値等 | 4回目 |
| | | ・国の史跡指定の方向性について | 2、3、5回目 |
| 6 | 天守閣復元による各種波及効果等について | ・観光・経済的波及効果 | 4回目 |
| | | ・教育的波及効果 | 4回目 |
| | | ・文化的波及効果 | 4回目 |
| | | ・その他 | 4回目 |
| 7 | 天守閣復元に際しての制約条件について (天守閣等復元建築物のあり方について) | ・建築基準法等の制約 | 4回目 |
| | | ・防災ヘリポートの支障度 | 4回目 |
| | | ・その他 (復元建築物等の史実への忠実性) | 6回目 |
| 8 | 駿府公園再整備の復元範囲及び手順等について | ・天守台の復元において検討すべき課題 | 2、5、6回目 |
| 9 | 検討委員会議論内容の市民への周知と意見集約方法について | 検討委員会議論内容の市民への周知と意見集約方法について 今後、継続的に市民に関心を持ち続けてもらうための方策 | 5、6、7回目 |
| 10 | 全国からのアイデア募集【「未発見資料の情報」及び「史実を踏まえた(事業手法・施設利用方法・財源負担軽減策などの提案)】について | ・未発見資料の情報募集 | 3回目 |
| | | ・資料収集方法のアイデア募集 | 5回目 |
| | | ・事業手法、施設利用方法、建設費捻出方策等のアイデア募集 | 5回目 |